



2025年7月14日

各位

会社名 キオクシアホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 早坂 伸夫
(コード番号: 285A 東証プライム市場)
問合せ先 開示部長 園田 誠
(TEL. 03-6478-2539)

当社の資本負債構成のリストラクチャリング計画及び自己株式（甲種優先株式及び乙種優先株式）の取得に係る事項の決定に関するお知らせ

(会社法第459条第1項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)

当社は、本日付の取締役会において、社債（以下、「本社債」）の発行を決議すると共に、会社法第459条第1項及び当社定款第60条に基づき、当社の非転換型優先株式である甲種優先株式及び乙種優先株式（以下、「本優先株式」）の取得に係る事項について決議いたしました。

当社は、本社債発行による手取り金等で株式会社日本政策投資銀行（以下、「DBJ」）が保有する本優先株式の全てを会社法第459条第1項及び当社定款第60条に基づき取得し、さらに株式会社三井住友銀行らを借入先とする既存のタームローン（以下、「既存タームローン」）の、株式会社三井住友銀行、株式会社三菱UFJ銀行、株式会社みずほ銀行及びDBJ（以下、「新規銀行団」）から融資を受ける新規の無担保のタームローン（以下、「新規タームローン」）によるリファイナンスを計画しておりますので（以下、本社債の発行、本優先株式の取得と併せて「本リファイナンス計画」と総称）、以下の通りお知らせします。

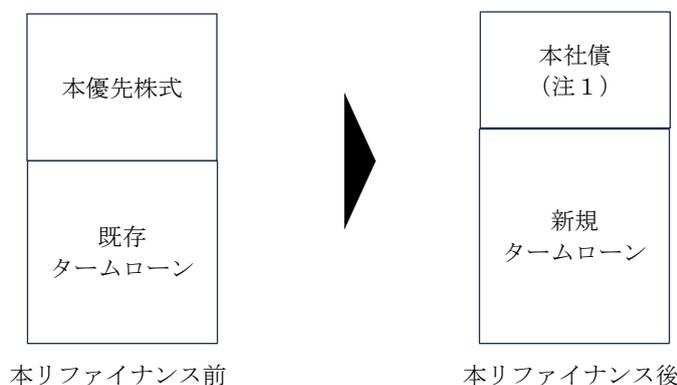
本リファイナンス計画の実現によって、資本コストの低減とそれによるキャッシュフロー創出力の強化、返済期限の長期化及び返済スケジュールの平準化、負債の付帯条項における条件の改善、既存タームローンの担保解除並びに資金調達手法の多様化を達成できる見込みです。

なお、既存タームローンについては新規銀行団からの新規タームローンにより借り換える予定であり、追加的な借入枠も含めてコミットメントレター（以下、「本コミットメントレター」）を新規銀行団から取得しております。

本リファイナンス計画の概要は下記の通りです。本社債の発行、本優先株式の取得及び新規タームローンの詳細については、それぞれ決定次第、速やかにお知らせいたします。

記

【本リファイナンス計画の概要（イメージ）】



(注) 1. 本社債の募集状況に応じて変動。本社債の発行総額が本優先株式の取得総額に満たない場合、追加的な借入枠により充当予定

【本社債の概要】

- | | |
|-------------|--|
| ① 募集社債の総額 | 30 億米ドル以内 |
| ② 募集社債の発行時期 | 2025 年 7 月 14 日（月）から 2025 年 8 月 1 日（木） |
| ③ 募集社債の利率 | 発行する社債の償還期限と同じ残存年限を持つ米国債流通利回り＋4%以下 |
| ④ 募集社債の払込金額 | 額面の 99%以上 |

【自己株式取得に係る事項の内容】

1. 自己株式の取得を行う理由

本優先株式の取得を含む本リファイナンス計画の実現によって、資本コストの低減とそれによるキャッシュフロー創出力の強化、返済期限の長期化及び返済スケジュールの平準化、負債の付帯条項における条件の改善並びに資金調達手法の多様化の達成を目的としております。

2. 取得に係る事項の内容

- | | |
|--------------|--|
| ① 取得対象株式の種類 | 甲種優先株式及び乙種優先株式 |
| ② 取得し得る株式の総数 | 甲種優先株式：1,200 株（上限）
（発行済甲種優先株式総数に対する割合 100%）
乙種優先株式：1,800 株（上限）
（発行済乙種優先株式総数に対する割合 100%） |
| ③ 株式の取得価額の総額 | 甲種優先株式：1,320 億円（上限）
乙種優先株式：1,990 億円（上限） |
| ④ 取得期間 | 2025 年 7 月 25 日（金）から 2025 年 8 月 1 日（金）まで |

（参考）2025 年 7 月 14 日時点の自己株式保有数

甲種優先株式

発行済甲種優先株式数：1,200 株

自己株式数：0 株

乙種優先株式

発行済乙種優先株式数：1,800 株

自己株式数：0 株

【本コミットメントレターの概要】

- | | |
|----------|--|
| ① 契約の相手方 | 株式会社三井住友銀行、株式会社三菱 UFJ 銀行、株式会社みずほ銀行、DBJ |
| ② 借入予定額 | タームローン：4,475 億円
リボルビング・クレジット・ファシリティ（枠）：2,100 億円 |
| ③ 適用利率 | TIBOR+マージン |
| ④ 返済期限 | タームローン：2029 年 7 月 31 日
リボルビング・クレジット・ファシリティ：利息期間の最終日 |
| ⑤ 担保等 | 新規タームローンに関連して、借入先に対する担保提供を行う予定はありません。 |

以 上

ご注意： この文章は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。

本記者発表文は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。これには当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定しておりません。